

業務規程の変更について

業務規程の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更

【該当条文：第67条、第68条、第71条、第72条、第81条、
第82条、第97条（変更）
第68条の2（新設）】

- ・広域機関は、国からの送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討に関する要請の受付、並びに一般送配電事業者への容量確保に関する通知及び接続検討の依頼を行う旨規定

2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更

【該当条文：第108条（変更）
附則（令和 年 月 日）第1条第2項、第2条（新設）】

- ・広域機関は、広域予備率及び補正料金算定インデックスを算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨規定

3. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更

【該当条文：第123条の3、別表9-1（新設）】

- ・広域機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれが継続することが見込まれるときは、対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる旨規定

以上

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
令和3年4月16日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
令和__年__月__日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p><u>令和3年4月16日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(電源等維持運用者の募集)</p> <p>第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者を募集する。</p> <p>2 本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。</p>	<p>(電源等維持運用者の募集)</p> <p>第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者を募集する。</p> <p>2 本機関は、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。</p>
<p>(システムアクセス業務の実施)</p> <p>第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。)の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(システムアクセス業務の実施)</p> <p>第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>一 送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。)の連系等を希望する者からの事前相談並びに接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</p> <p>二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(事前相談及び接続検討の申込みの受付)</p> <p>第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</p> <p>2 本機関は、前項の申込みを受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>(事前相談及び接続検討の申込み並びに接続検討の要請の受付)</p> <p>第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込み並びに再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。</p> <p>2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。</p> <p>3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者又は国に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定系統連系希望者又は国の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付)</p> <p>第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請を受け付ける。</p> <p>2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。ただし、暫定的な容量の変更については容量の減少に限る。</p> <p>3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(接続検討)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(接続検討)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。</p> <p>一 前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容</p> <p>六～九 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>二 国からの接続検討の要請があった場合</u></p> <p>3 (略)</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した<u>又は国が要請した</u>最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合<u>又は国からの要請による接続検討の結果に対策を求める記載がある場合は</u>、その対策の必要性及び工事の内容</p> <p>六～九 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由）</p> <p>二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等）</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 特定系統連系希望者に必要な対策</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者<u>又は国</u>に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した<u>又は国が要請した</u>最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由）</p> <p>二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者<u>又は国</u>が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等）</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 特定系統連系希望者に必要な対策<u>又は国からの要請による接続検討の結果求められる必要な対策</u></p> <p>七・八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、<u>及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討</u>について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、<u>及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討</u>について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者<u>又は国</u>に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2・3 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>(一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等)</u></p> <p><u>第2条 本機関は、2023年度までの間、第107条第1項第3号に定める計画(当該計画を変更する計画を含む。)及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、当日における需給ひっ迫時の補正インバランス料金を算定するための指標である補正料金算定インデックスを算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>